

第22回教育委員会定例会 案件表

○日 時

令和7年11月18日(火) 午後1時30分から

○議 題

1 議 案

- (1) 議案第37号 練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を
改正する規則

(資料1)

2 陳 情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価
について〔継続審議〕

4 報 告

- (1) 教育長報告

- ① 令和6年度決算特別委員会および令和7年度予算特別委員会における
質問項目について

(資料2)

- ② 令和7年第4回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼
について

(資料3)

- ③ その他

5 視 察

- (1) 上石神井第三保育園
(2) 地域子ども家庭支援センター関分室

資料 1

議案第 37 号

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 18 日

提出者 教育長 三浦 康彰

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第8号）の一部をつぎのように改正する。

様式第2号をつぎのように改める。

一時差止処分書

年　月　日

様

(一時差止処分者)

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例

第29条第1項

第29条第1項（同条例第30条第5項において準

用する場合を含む。）の規定に基づき、期末手当の支給を一時差し止めます。

期末手当および勤勉手当

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、練馬区教育委員会に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日から6月以内に、練馬区を被告として（訴訟において練馬区を代表する者は練馬区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付したこの規則による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則様式第2号は、この規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則様式第2号とみなす。

参考資料

令和7年11月18日
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由および内容

国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令の施行を踏まえ、一時差止処分書における文言整理を行う。

2 施行期日

公布日

3 新旧対照表

別紙のとおり

別 紙

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
本 則 [略]	本 則 [略]
付 則 [略]	付 則 [略] 付 則 <u>1 この規則は、公布の日から施行する。</u> <u>2 この規則の施行の日前に交付したこの規則による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則様式第2号は、この規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則様式第2号とみなす。</u>
様式第2号 別紙のとおり	様式第2号 別紙のとおり

様式第2号（第9条関係）

一時差止処分書

年　月　日

様

(一時差止処分者)

印

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例 第29条第1項
第29条第1項（同条例第30条第5項において準

用する場合を含む。） の規定に基づき、期末手当 の支給を一時差し止めます。
期末手当および勤勉手当

なお、この処分に不服がある場合には、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、練馬区教育委員会に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分については、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として（訴訟において練馬区を代表する者は練馬区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第2号（第9条関係）

一時差止処分書

年　月　日

様

(一時差止処分者)

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例 第29条第1項
第29条第1項（同条例第30条第5項において準

用する場合を含む。） の規定に基づき、期末手当 の支給を一時差し止めます。
期末手当および勤勉手当

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日から起算して3月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、練馬区教育委員会に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日から6月以内に、練馬区を被告として（訴訟において練馬区を代表する者は練馬区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

資料 2

令和7年11月18日
教育委員会事務局

令和6年度決算特別委員会および令和7年度予算特別委員会における質問項目について

1 令和6年度決算特別委員会

(1) 教育費

①日付 令和7年9月26日（金）

②場所 全員協議会室

③質問要旨

教育に関する 質問内容	性暴力等対策、いじめ防止等に関すること 盗撮防止策、防犯カメラの設置の可能性について、区の取組 SOSが言える環境作りについて いじめの発見方法、いじめの内容や種類の近年の傾向について
	教員の働き方改革に関すること 部活動指導員の増員について 多様な人材（大学生、理学療法士など）の活用について
	暑さ対策に関すること 断熱化への取組について、空調の更新状況について ベルデの空調設置計画について など
	不登校支援に関すること 校内別室登校支援員の採用や研修について メタバースの今後の展開について など
	学校給食費に関すること 無償化後の給食の量・質の担保について 食材価格の上昇への対応について など
	就学援助に関すること 就学援助の支給の現状について 就学援助基準や費目の見直しについて
	学校適正配置に関すること 児童生徒数を増やすために行った取組について 統合・再編に関して区民から寄せられた意見について 豊溪中学校の学校運営協議会と適正配置の経緯について など
	上石神井小学校・中学校改築工事に関すること 工程の見直しについて 小学校と中学校部分での動線の分け方や学校運営について など
	学校プールのあり方に関すること 1校当たりのプール改修工事の費用について プールの共同利用や民間・区立プールの活用について

教育に関する 質問内容	特別支援教育のこと 特別支援学級の増設計画について、就学相談の実施状況について 特別支援教育に係る教員の育成・研修についてなど
	その他 英語教育の充実について 「小学生の朝の居場所づくり」について

(2) こども家庭費

①日付 令和7年9月29日（月）

②場所 全員協議会室

③質問要旨

児童・青少年 に関する質問 内容	学童クラブ・ねりっこクラブ・ひろば事業に関すること ねりっこクラブ未実施校3校の見通しについて 昼食提供の実施結果に係る区の評価と利用者の声について 「東京都認証学童クラブ」の概要について 学童クラブにおける区の「支援の単位」・「担任制」について など
	保育園、児童館、学童クラブの空調機に関すること 空調機の計画的な更新について など
	保育に関すること 近年の区の0歳児の人口数について 今後の保育園のあり方について、区の保育需要の状況について 1歳児1年保育、2歳児1年保育の状況と今後の対策について 来年度の区の待機児童対策について 都の保育料第1子無償化に係る区の分析について 施設設備整備費補助制度の利用状況 など
	上石神井第三保育園・地域子ども家庭支援センター関分室に関すること 地域子ども家庭支援センター関と関分室の役割分担について 上石神井第三保育園と関分室の連携について など
	児童相談体制および児童虐待防止に関すること 子ども家庭支援センターと児童相談所が同一施設にあること による利点について 虐待通告の件数の推移および虐待内容について 虐待防止・再発防止のための取組について など
	青少年に関すること 秩父青少年キャンプ場廃止後の跡地管理について ジュニアリーダー養成講習会のあり方について 幅広い年齢層で練馬子ども議会を実施することについて 練馬子ども議会で実現した提言・政策の周知について 春日町青少年館の改築について など
	子育てに関すること ベビーシッター利用支援事業の利用状況、周知強化について ファミリーサポート事業の利用者補助について こども誰でも通園事業の試行実施状況について 乳幼児一時預かり事業について など
	その他 社会を明るくする運動について

(3) 全款補充質疑

①日付 令和7年9月30日（火）、10月1日（水）

②場所 全員協議会室

③質問要旨

教育に関する質問内容	今後の教育のあり方に関すること 生成AIの活用および今後の活用に向けた課題について など
	就学援助に関すること 就学援助基準の見直しについて
	修学旅行に関すること 修学旅行費の保護者負担、交通費補助について
	不登校支援に関すること 不登校児童生徒の保護者向けガイドブックについて トライ・フリー・マインドの運営について 不登校児童生徒の成績評価について など
	学校給食に関すること 学校給食の食べ残しへの対応について 不登校の児童生徒への対応について 学校給食で白衣に代わり個人専用のエプロン等使用できることへの周知について など
	学校検診に関すること 学校健診を通じた児童生徒の健康状態の傾向と対策について 不登校児童生徒の未受診者数について など
	難聴児への支援に関すること 難聴の通級指導学級の学習環境の維持について
	性暴力防止に関すること 盗撮防止策について
	学力向上に関すること 児童・生徒の「書く力」「読む力」の現状について 全国学力テスト結果について
	共同親権に関すること 共同親権における親の学校行事の参加について
	学校適正配置に関すること 学校の統合・再編と地域との関係について 豊溪中学校の統合・再編に関する地域住民への説明について 自転車通学の実施に係る安全対策について など
	学校施設に関すること 学校施設環境改善交付金（国補助）の申請件数および採択・不採択数について 武道場への空調機設置スケジュールについて など
	子どもの教育相談体制に関すること 生成AIによる相談の導入などの対策強化について など

児童・青少年に関する質問内容	子どもの外遊びに関すること NPO法人が実施している外遊び事業の内容と研修、予算拡大について など
	練馬こどもカフェに関すること 練馬こどもカフェの令和6年度開催実績と現状について など
	第3子誕生祝金に関すること 制度開始時期および支給対象を第3子以降としている理由について
	地域活動スタッフに関すること 地域活動スタッフの活用について
	保育に関すること 病児・病後児保育各施設の利用状況および稼働率、職種の配置基準について など
	青少年に関すること 「二十歳のつどい」と18歳が成人であることとの整合性について 「二十歳のつどい」の意義について など
	児童虐待に関すること 要保護児童対策地域協議会で支援した児童数、相談業務を担う専門職員数について など
	親子交流に関すること 親子交流支援事業に対する区の考え方について

2 令和7年度予算特別委員会

①日付 令和7年10月6日（月）

②場所 全員協議会室

③質問要旨

教育に関する質問内容 児童・青少年に関する質問内容	少年自然の家（ベルデ）への空調設置に関すること
	体育館の空調機設置の予定および移動教室等への影響について
	学校改築時におけるシックハウス対策に関すること
	新校舎建設時のシックハウス対策について
	空気清浄機や24時間換気システムの導入について
	中村西小学校の改築に関すること
	改築工事期間中のグランド面積および運動会等行事における場所の確保について
	工事管理体制の担保について
	青少年育成地区委員会と地区祭に関すること
青少年育成地区委員会と地区祭の運営支援体制について など	
保育料無償化に関すること	
対象児数および区への転入	
区外への転出時の手続きについて など	

※青…教育に関する質問内容、
オレンジ…児童・青少年に関する質問内容

資料 3

令和 7 年 11 月 18 日
こども家庭部青少年課

令和 7 年第4回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について

令和 7 年 11 月 28 日から開催予定の令和 7 年第4回練馬区議会定例会に、こども家庭部が所管する事業にかかる以下の議案について、区長へ提出を依頼する。

No.	所管課	件 名 お よ び 内 容 説 明	施行日
1	青少年 課	練馬区立青少年キャンプ場条例を廃止する条例 利用者が減少しているほか、施設の老朽化が進んでいるため、秩父青少年キャンプ場を廃止する。	令和 8 年 4 月 1 日